

瀬戸市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月4日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第14号

瀬戸市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例

瀬戸市個人情報保護法施行条例（令和4年瀬戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(個人情報取扱事務の届出) 第5条 <省略> <u>(条例要配慮個人情報に係る記述等)</u> 第5条の2 <u>法第60条第5項の条例で定める記述等は、次に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性別と異なる者の当該性自認に係る記述等</u> <u>(2) 性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者の当該性的指向に係る記述等</u> <u>(3) 性及び性的指向を認識していない者の当該性及び性的指向に係る記述等</u>	(個人情報取扱事務の届出) 第5条 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。